

## 市役所での事前申告相談会の開催

市税務課では事前申告相談会を開催しますので、申告に必要な書類を持て会場までお出かけください。（書類が整つていれば、その場で提出も可能です。）

### 桜江地区対象

○期間 2月9日(火)、2月10日(水)

○会場 コミニコティセンター研修室

### 全地区対象

○期間 2月12日(金)、2月15日(月)

○会場 市役所2階第5・6会議室

○受付時間 いずれも午前9時から午後4時まで

※2月16日(火)からの申告相談の日程は2ページの表のとおりです。

## 市・県民税の申告

平成22年1月1日現在で、市内に住所のある人は、原則として市・県民税の申告書を市役所に提出しなければなりませんが、次の人は申告する必要はありません。

①平成21年分所得税の「確定申告書」を税務署へ提出する人

②会社から「給与支払報告書」が市役所へ提出されている人で、給与以外に収入のない人

### ②申告に必要なもの

- ①申告書、印鑑
- ②給与所得者・年金受給者は、源泉徴収票（本人と配偶者分）
- ③営業等事業を営む人・農業をされる人は、収入金額や必要経費等の計算資料

- ④生命保険等の満期保険金や解約一時金をもらった人は、その明細書

- ⑤国民年金保険料控除証明書

- ⑥国民健康保険料・介護保険料の納付額がわかるもの、その他の社会保険料の領収書など

- ⑦生命保険料・損害保険料等の支払証明書

- ⑧医療費控除を受けようとする人は、病院・施設等が発行する領収書、生命保険等から給付金をもらつていればその明細書

### ③住民税の住宅借入金（取得）等特別控除



### 平成22年度から市への申告が原則不要になります。

平成11年～18年に住宅を建てられた人で、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別控除額があつた場合には、その控除しきれない額を市・県民税から控除できます。また平成22年度から新しい住宅ローン控除の制度が新設され、平成21年～平成25

## 国民健康保険料を決める所得申告

この申告で、平成22年度の国民健康保険料が決まります。

### ①申告しなければならない人

- ①所得税の確定申告、市・県民税の申告をしない人

- ②土地・建物の売却、公共事業などで資産の収用を受けた人で、所得税の確定申告の必要がない人

- ③収入がなかつた人（保険料が軽減されます）

### ④申告に必要なもの

- 印鑑、申告書、収入金額や必要経費などを計算できる資料、年金受給者は源泉徴収票

国民生活課国民健康保険係

（内線11114）

## 税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください！

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振り込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務署や市役所では、

- 還付金受取のために金融機関等のATMの操作を求めるはありません。
- 国税、市・県民税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めるはありません。
- 還付金受取のためにフリーダイヤルへの連絡を求めるはありません。

ご不審な点があるときは、税務署又は市税務課にお問い合わせください。

### ご注意ください。

所得税の確定申告や市・県民税の申告をされる場合に、一時所得、小額の給与や報酬、個人年金等の雑所得の申告を忘がちです。

申告される場合には、すべての資料をそろえて、申告漏れのないようお願いします。